

車体 NEWS

JAPAN AUTO-BODY INDUSTRIES ASSOCIATION INC.


2013
新春増刊号

年 頭 挨 拶

一般社団法人 日本自動車車体工業会
会 長 水嶋 敏夫



あけましておめでとうございます。

2013年の新春にあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年の車体業界を振り返ってみますと、生産台数の回復に伴い比較的順調に推移した1年であったと思います。エコカー購入補助金やエコカー減税による需要増に加え、震災復興に必要なさまざまな「働くクルマ」の増産要請もあり、会員の皆様はたいへんお忙しい1年間であったと思います。

昨年1月～11月の当会会員生産台数を見ますと、好調な国内需要に支えられ全体では前年比26%増の225万台、その内、委託生産車を除く当会特有の非量産車種は28%増の12.9万台となり、震災から復旧した一昨年7月以降17か月連続の前年超えと好調に推移しています。

この様な中、当会は「安全への対応」「環境への対応」「会員支援活動」を重点項目として取組み、皆様のご協力でいろいろと成果を上げることができました。

「安全への対応」では、リアバンパー、及びシート&シートベルト関係法規が7月から大幅に変更になりましたが、順調に対応が終了しました。リアバンパーは会員への装置型式指定取得指導だけでなく当会特有のJABIAプレート制度を創設し、シート&シートベルトでは当会共通仕様を共同開発し、会員会社での車検対応が円滑に出来るようになったことは大きな成果と考えております。更に各種規格の策定や調査研究業務におきましても概ね、計画通りに進捗しております。

「環境への対応」では、CO₂、VOC、産業廃棄物の削減とも、皆様のご協力によりまして、当会目標を達成できる見込みとなりました。昨年度からスタートさせました新環境基準適合ラベル、通称

「ゴールドラベル」の運用も、会員への取得支援活動、社会へのPR活動とも積極的に進め、112機種で適合認定となりました。

「会員支援活動」では、本年度から新たにスタートさせました「車体業界将来ビジョン策定」と「高齢者雇用推進事業」とも、現状調査のまとめが終了しました。どちらも当会を取り巻く課題がたいへん多いことが判明し、対応に苦慮しておりますが、年度末には皆様に中間報告ができる段階になっていきます。

以上のように、皆様のご協力により事業計画は概ね順調に進捗させることが出来たと判断しております。

なお、当会正会員数は増加を続け、昨年4月以降新たに11社に入会頂き179社となりました。この4年間で19社も増加し、たいへんありがたく思っておりますが、当会への期待も、年々大きくなってきていることを実感すると共に、責任の重さを強く感じております。

さて、本年の経営環境を見てみますと、欧州の景気低迷、円高の長期化、新興国の成長鈍化、近隣国との関係悪化などの懸念材料が引き続いております。しかしながら、新政権による新たな景気対策も期待でき、膨大な震災復興予算の執行も続くため、国内商用車の需要は昨年並み以上と考えています。

このような中、日本のものづくりの維持を念頭におき、引き続き「会員に喜ばれる、頼りにされる車体工業会活動」を充実させていく所存ですので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、会員並びに関係各位のますますのご繁栄とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭に寄せて

経済産業省製造業局長
菅原 郁郎



平成25年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

我が国製造業は、全貿易輸出額62.7兆円（2011年）のうち約96%にあたる額を稼ぎ出す極めて重要な産業です。また、製造業は生産性を高めることで分厚い中流層の雇用の増大と賃金水準の上昇を両立できる産業であり、かつ、裾野産業や他産業への波及効果の大きな産業です。資源に乏しい我が国では、内需型サービス業のみで国を養うことはできず、国内製造業が輸出で外貨を稼がなければ、必要となる食料も医薬品も燃料も手に入りません。

その中でも、我が国自動車産業は、全世界の約3割に当たる約2,200万台を売り上げ、日本国内では中国に次ぐ世界第2位の約900万台を生産するなど、世界の中で戦っても負けない競争力がある上、アルミ、鉄鋼等の基礎素材産業や、サービス産業など他の産業への波及が極めて大きな産業です。さらに、自動車産業は貿易黒字額の約半分を占める約13兆円を稼いでおり、資源が乏しく輸入に依存している我が国にあって、基幹産業として日本経済を支えています。さらに、電機産業や繊維産業などの他産業が軒並み就業人口を減らす中、自動車産業は安定して雇用を確保し続けております。しかも、自動車産業は高い平均給与水準を維持しており、国民生活の質の維持・向上という観点からも大変大きな役割を果たしています。

このように雇用と日本経済に大きく貢献してきた自動車産業は、急激な円高などグローバル競争の中で厳しい状況におかれています。さらに国内においても、新車販売は1990年の約800万台をピークに300万台以上減少し、今では500万台を割り込み、また急激な円高の進展などにより、生産地としての魅力も失われつつあります。

こうした状況を回避するため、経済産業省としては、国内事業環境の整備を進めてまいります。我が国製造業の国際競争力を高めることができるよう、例えば、先端設備投資等の促進やイノベーション基盤の強化、エネルギー制約克服のための省エネ・自家発電設備導入支援等を行ってまいります。また、レアアースをはじめとしたものづくりに不可欠な資源の安定供給の確保、代替材料開発、使用量削減技術の開発等を支援します。税制面では、国内市場活性化の観点から、平成25年度税制改正において経済産業省として、自動車取得税・自動車重量税の廃止等の要望を行っており、今後、社会保障・税一体改革等に沿って抜本的な見直しの実現に向けて努めてまいります。

さらに、グローバル市場の成長を我が国の経済成長に取り込むため、更なる海外需要の獲得を目指します。まずはその基盤として、国益に即して、高いレベルの経済連携を積極的に推進してまいります。その上で、インフラ分野における官民一体となった新興国需要の受注獲得や、特許技術と標準化技術を戦略的に組み合わせたビジネス戦略等を後押しします。

こうした取組により既存産業の活性化を進める一方で、市場拡大が見込まれる成長分野に集中的に投資することも重要です。具体的には、再生医療の実用化・産業化に向けた制度の見直し、生活支援や事故対応等に資するロボットの研究開発支援等に取り組みます。次世代自動車分野市場においては、2020年までに、我が国自動車産業が世界に先行している次世代自動車の国内新車販売台数に占める割合を、最大で50%まで引き上げるという意欲的な目標を掲げており、その実現に向けた施策を講じてまいります。

最後になりましたが、本年の皆様方の御健康と御多幸を祈念いたしまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

経済産業省製造産業局自動車課長
前田 泰宏



平成25年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

我が国経済は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きとなっており、先行きについても、世界景気のさらなる下振れや国内のデフレの影響等、我が国の景気を下押しするリスクがあります。

我が国自動車産業においても、国内販売市場の縮小や空前の円高基調による輸出環境の悪化に加えて、北米や新興国等の需要拡大への対応のため、現地生産を進める動きが加速しています。こうした状況が続けば、国内生産の縮小は避けられず、自動車産業のみならず、地方経済を含めた我が国経済全体に多大な影響を与えるおそれがあります。

そのため、経済産業省としては、国内市場の活性化、国内生産基盤の強化、次世代自動車の普及促進、経済連携の推進をはじめとして、自動車産業の活性化に向けて積極的に政策を進めてまいります。

第一に、国内市場の活性化に関しては、経済産業省としては、平成25年度税制改正において、自動車取得税や自動車重量税の廃止などを要望しています。今後、社会保障・税一体改革等に沿って、車体課税の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

また、更なる内需拡大のためには、若者を始めとする潜在需要の取り込みも重要です。政府としては、販売・流通・サービス分野に対する支援策の検討、東京モーターショーなど自動車の魅力をアピールする機会の積極的活用など幅広い政策を検討してまいります。

第二に、国内生産基盤強化の観点からは、先端設備投資等の促進、イノベーション基盤の強化、エネルギー制約克服のための省エネ・自家発電設備導入

支援等を進めてまいりたいと思います。

第三に、世界に先駆けて新たな市場を創出していくために、次世代自動車の普及促進を図ります。次世代自動車分野は電気自動車の量産販売を開始するなど、現時点では我が国が海外メーカーに先行しており、今後国際市場を狙うべき分野であります。年々激化する海外勢との競争を背景に、2020年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を最大で50%にまで引き上げるという目標を掲げ、補助制度により次世代自動車への買い換えを支援すると共に、他国を圧倒する性能・品質を実現するような技術開発の支援を行っております。また、自治体等との連携を通じたインフラ整備、EV/PHVタウン構想の推進など次世代自動車普及に必要な環境整備も着々と進めて参ります。

第四に、グローバル市場の成長を我が国の経済成長に取り込むため、国益に則して、高いレベルの経済連携を積極的に進めてまいります。

このように、自動車産業の発展とそれによる日本経済の活性化のため、あらゆる政策を総動員し全力を挙げて取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、本年の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたし、新年の挨拶とさせていただきます。



年 頭 の 辞

国土交通省自動車局次長
清谷 伸吾



平成25年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、昨年4月末に発生しました、関越道における高速ツアーバス事故により亡くなられた7名の乗客の方々とそのご遺族に心よりお悔やみ申し上げますと共に、負傷された方々に心よりお見舞い申し上げます。国土交通省としましては、事故後、緊急重点監査や過労運転防止の基準強化等の対策を実施するとともに、監査のあり方等の中長期的な課題や車両の安全基準等について有識者による検討を行っております。今後各種検討会の結論を踏まえ、迅速かつ着実に安全対策に係る取り組みを実施して参ります。

さて、最近の我が国の自動車を取り巻く環境は、少子高齢化、低炭素化社会、想定を超えた災害の発生等により、変革の時期を迎えております。これらへの対応は、我々行政にも強く求められており、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」を実現するという根本に立ち返り、以下のような自動車技術行政施策の推進に不断的努力を続けていきたいと考えております。

1. 自動車の安全対策の推進に係る施策の展開

(1) 車両安全対策の推進

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、平成23年には約4,600の方が亡くなり、約85万人の方が負傷しており、交通事故の現状は依然として深刻な状況にあります。このため、第9次交通安全基本計画では、究極的には交通事故のない社会を目指しつつ、経過目標として平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標が設定されています。

この交通事故削減目標の達成に向けて、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）推進計画、自動車アセスメントの3つの施策の連携を図りながら、車両安全対策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

具体的には、

- ① 自動車の安全基準等の拡充・強化としては、

昨年的高速ツアーバス事故等を踏まえ、高速バス等に対して衝突被害軽減ブレーキの基準化・義務付けを行うべく、今後関係法令の整備を行うこととしています。

さらに、本年1月には「自動車安全シンポジウム」を開催し、車両安全対策に関する検討状況の公表を行うとともに、広く一般の方々から自動車の安全に関する意見をお聞きし、今後の安全対策の推進に役立てていきます。

- ② 先進安全自動車（ASV）に関しましては、産・学・官の協力の下、その開発・実用化・普及の促進に取り組んできた成果として、衝突被害軽減ブレーキやレーンキープアシスト等のASV技術が実用化され、その普及が進んでいる状況です。第5期ASV推進計画においては、ASV技術の高度化に関する検討を進めるとともに、通信を利用した安全運転支援システムの実用化を目指した取り組みを行っていきます。さらに、本年10月に開催されるITS世界会議東京2013において、我が国のASV技術を世界に発信する絶好の機会ととらえ、積極的に取り組んで参ります。

さらに、税制面、予算面の措置を通じた先進安全自動車（ASV）の導入促進を図って参ります。

- ③ 自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントに関しましては、評価項目や情報提供の充実を図り、ユーザーのニーズに対応し、かつ、分かりやすい安全情報の提供に努めており、これらにより、安全性能が格段に向上した自動車の普及が進むなどの効果が現れています。さらに、予防安全技術の普及が進む中で、今後、自動車アセスメントにおいて予防安全技術の評価導入に向けた検討を進めて参ります。

(2) 事業用自動車の安全対策の推進

自動車局では、事業用自動車の事故削減に向けた取り組みを一層進めるため「今後10年間で事業用自動車の死者数・人身事故件数を半減」、「飲酒運転ゼロ」を目標として平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け、IT

点呼に係る要件の拡大、デジタル式運行記録計等の運行管理の高度化に資する機器の導入等に対する支援等を実施して参りました。

本年も、運行管理の高度化に資する機器の導入等に対する支援や運行記録計の義務付けの拡大に向けた検討を引き続き実施するほか、本プランの目標を確実に達成するため、PDCAサイクルに沿った定期的・継続的なチェックを進めて参りたいと考えています。

また、自動車局に設置されている「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、平成23年度は事故統計による傾向分析及びコンテナトレーラーの横転事故やトラックによる追突死亡事故など10事例についての要因分析を実施するとともに、交通事故の傾向を踏まえた特定テーマの安全対策として、トラックの追突事故を防止する観点から、経営トップ、現場管理者、運転者など各方面に向けた安全対策を提言したところです。今後も引き続き事故の調査・分析体制を充実させていくとともに、同検討会における要因分析の充実を図りつつ、再発防止策の提言を行っていくこととしています。

海上コンテナの自動車輸送にかかる安全対策についても、早急に取り組むべき喫緊の課題であると考えております。現在、コンテナトレーラーの安全運転速度や是正すべき偏荷重を把握するための実証実験を講じるとともに、「国際海陸一貫運送コンテナの収納のための国際ガイドライン」改正等の国際ルールの方策に関する取り組みなど、総合的な安全対策を講じているところです。引き続き、コンテナトレーラーの横転に関する調査や国際的動向を踏まえ、海上コンテナの自動車輸送に係る安全対策を実施していく所存です。

(3)自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査の高度化により不正二次架装・不正車検の防止等を図るため、新規検査時における画像取得・3次元測定装置の運用を行っており、また、全国配備が完了した審査結果の電子的情報収集のための機器についても、順次運用を開始しています。今後は、取得した画像について街頭検査等で活用し、また、受検者への審査結果の情報提供を行うなど、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連携して検査の質の向上に取り組んでいくこととしています。

また、残念なことに、依然として指定整備事業者におけるペーパー車検などの不正事案が発生しています。こうした不正行為はほんの一握りの事業者によるものであっても、自動車の点検整備、検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることから、指導監督の徹底を図り、悪質な違反に対し

ては、引き続き厳正に対処するとともに、認証を受けないで分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査・指導について、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に対処して参ります。

(4)自動車の適切な維持管理の推進

安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要となっています。本年も、関係各位の協力を得ながら「自動車点検整備推進運動」、運送事業者等への立入指導等による点検整備の励行を推進するとともに、点検整備実施率をより一層向上させるための方策も検討・実施して参ります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーザーへの説明力の向上及び自動車整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業のより一層の信頼の確保、活性化を図って参ります。

(5)不正な二次架装の再発防止

不正な二次架装問題については、道路運送車両法に規定する「改造等を行った者に対する立入検査・報告徴収」の権限を最大限活用し、引き続き、不正な二次架装の再発の防止に努めて参ります。

(6)新技術への対応

より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいはASV技術等の普及が進み、OBDなどの新技術を利用した自動車が増加しています。これまでも、一級自動車整備士制度や整備主任者研修によって整備技術の向上を図って参りましたが、昨年自動車整備技術の高度化検討会において今後解決すべき課題とされた整備事業のIT化、ネットワークの推進や人材育成等について、検討を進め新技術への対応を図って参ります。

(7)リコール制度の充実

自動車のリコール制度に関しましては、より一層ユーザーの目線に立ったものとするため、これまで情報収集体制及び調査分析体制の強化を目的として、技術検証体制を強化するとともに、従前のリコール対策室を、リコール届出・勧告等を担う「リコール監理室」と、不具合情報の能動的な調査分析等を担う「不具合情報調査推進室」に改組・拡充して参りました。自動車製作者等において迅速・的確なリコールがなされるよう、強化された体制を活かし、必要に応じて指導・監督しつつ、引き続きリコールの適切な実施に取り組んで参ります。

また、リコール業務は市場で発生している不具合情報を認知することから始まります。ユーザーの視点に立って適切にリコール業務を実施するためには、

迅速に不具合情報を収集することが重要となるため、「自動車不具合情報ホットライン」(www.mlit.go.jp/RJ/)について周知活動の充実に取り組んで参ります。

(8)型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、安全・環境基準の強化への対応や、国際基準調和等により新たに導入される基準への対応について、合理的かつ的確に実施するとともに、品質管理の重要性の観点から、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みを推進して参ります。

さらに、車両認証の国際的な相互承認制度の創設等を念頭に、申請者ニーズ等に対応した新たな認証制度について検討を推進して参ります。

2. 自動車の環境対策の推進に係る施策の展開

(1)環境対応車の開発・普及促進

ポスト京都議定書に向けた国内外の動向及び東日本大震災・原発事故の発生を受け、政府全体としてエネルギー・環境政策の抜本的な見直しの動きが進んでおりますが、自動車分野からのCO₂排出量は我が国全体の約2割、運輸部門の約9割にのぼるなど、自動車分野における地球温暖化対策等は重要な課題であると考えております。このような課題に対応するため、政府全体のエネルギー・環境政策の見直しの動きを踏まえつつ、引き続き、自動車からのCO₂排出削減対策に積極的に取り組んで参ります。

まず、自動車単体の燃費向上に関しては、2020年度乗用車燃費基準に続いて、小型貨物車などの新たな燃費基準の策定に向けた検討を進めて参ります。また、燃費基準達成車が普及するよう、自動車燃費の評価・公表制度を引き続き運用して参ります。

地球温暖化対策の観点からは、次世代自動車の開発・普及の促進も重要です。累次の政府の基本計画等においては、2020年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%とする目標が掲げられており、次世代自動車のより一層の普及を推進して行く必要があります。

次世代大型車の開発・実用化を促進するため、現在、高効率ハイブリッドトラック、電気・プラグインハイブリッドトラック、高性能電動バス等の技術開発を行っております。今後、これらの試作車に係る実使用条件下での実証走行試験等を行い、実用化に向けた取り組みを進めて参ります。

また、税制面、予算面の措置を通じた環境対応車の導入促進を図って参ります。税制面では、平成24年度税制において、環境性能に優れた自動車（エコカー）に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税）等の延

長を図ったところです。なお、今後も車体課税の簡素化、負担の軽減、グリーン化等を検討して参ります。予算面では、引き続き環境性能に優れたCNG自動車及びハイブリッド自動車の導入支援等を行って参りたいと考えております。

(2)環境対応車を活用したまちづくり

超小型モビリティをはじめとする電気自動車等（環境対応車）は、低炭素社会の実現に資するとともに、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりにも適した交通手段です。このため、都市の低炭素化、集約型都市構造の実現、高齢化社会への対応等持続可能なまちづくりに向けた取り組みと環境対応車普及の取り組みを一体的に推進し、環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現を図って参ります。電気自動車については、集中的導入のための先駆的な取り組み支援を引き続き行って参りたいと考えております。また、「新たなカテゴリー」の乗物である軽自動車よりも小さい二人乗り程度の超小型モビリティについては、公道走行を簡便な手続きで行えるようにする認定制度を本年1月目途に創設するとともに、地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等の主導による先導導入や試行導入の優れた取り組みを重点的に支援して参りたいと考えております。

(3)自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

自動車交通環境対策については、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染は全国的に改善傾向がみられるものの、交通量の極めて多い大都市地域の道路沿道等、局地的には依然として厳しい状況にあり、その防止・改善対策を着実に進めることが、肝要であると考えています。

新車対策として、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施して参りましたが、ディーゼル車の規制強化を中心としたポスト新長期規制が平成21年10月から順次適用されており、現在では継続生産車も含めた全車に適用されています。また、ディーゼル特殊自動車については、平成23年10月から新たな試験方法を導入した排出ガス規制が順次適用されています。

使用過程車対策としては、引き続き自動車NO_x・PM法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。また、新長期規制適合車に搭載されている尿素SCRシステムの劣化の問題については、昨年10月に学識経験者からなる「排出ガス後処理装置検討会」を環境省と合同で設置したところであり、原因究明及び対策の検討に取り組んで参ります。

マフラーに係る自動車騒音対策については、規制適用車の継続検査の実施等を適切に実施して参りま

す。また、不正改造車の排除についても引き続き関係業界の皆様と連携しながら、取り組んで参ります。

3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

安全・環境性能に優れた自動車の普及を促進し、我が国企業が国際的に活躍できる環境を整備するため、自動車基準・認証制度の国際化を推進することが重要であることから、平成23年6月、官民の代表者によりとりまとめられた「自動車基準認証国際化行動計画」を着実に推進していきます。この行動計画においては、①「日本の技術・基準の戦略的国際基準化」、②「アジア諸国との連携」、③「全世界的かつ車両単位の相互承認の実現」及び④「基準認証のグローバル化に対応する体制の整備」の4本の柱を掲げています。また、この行動計画は、昨年7月に閣議決定された「日本再生戦略」にも盛り込まれています。

(1)日本の技術・基準の戦略的国際基準化

日本は、これまで国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）に参画し積極的に自動車基準の国際調和活動を進めてきました。今後も、WP29に引き続き積極的に参画し、必要な提案やデータ・情報提供を行うことにより、日本の技術力を活かすことができるASV技術や電気自動車、水素・燃料電池自動車、乗用車の排ガス・燃費試験サイクル、歩行者保護等に係る国際基準の策定に取り組めます。昨年11月のWP29においては、日本が主導的に議論に貢献してきた、先進緊急ブレーキシステム（AEBS）に関する新基準が策定されました。また、日米欧等の先進国だけでなく新興国等も含め、我が国が得意とする安全・環境性能の高い電気自動車等に関する国際基準の導入をさらに促進して参ります。

(2)アジア諸国との連携

第8回日ASEAN交通大臣会合で承認された「日ASEAN自動車基準・認証制度に関する協力プログラム」の具体的取り組みとして、昨年12月に第3回アジア地域官民共同フォーラムを開催した他、ワークショップや訪日研修等の取り組みを進めており、今年は新たに日ASEAN統合基金を活用した自動車基準の国際調和及び認証の相互承認支援事業を立ち上げる予定です。今後も同プログラムに基づく取り組み等を通じて、アジア諸国の基準調和のための支援活動をより一層強化して参ります。

(3)全世界的かつ車両単位の相互承認の実現

我が国は、WP29における「国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）」の構築に向けた活動に積極的に参画しております。IWVTAの推進においては、WP29における国際基準を、交通事情の異なる世界各国において安全・環境を確保すること

が可能なものに改正していく必要があります。これらの取り組みについて、WP29において合意されたロードマップに基づき、2015年度のIWVTAの協定案策定に向け、国内産業界の皆様方の協力も得ながら、同活動を主導して参ります。また、国内の安全確保及び環境保全を前提として、国際基準の採用を着実に進めていきます。

(4)基準認証のグローバル化に対応する体制の整備

アジア諸国との連携を一層強化するためのASEAN事務局等との緊密な関係の構築や、技術基準の整備をはじめとするIWVTA実現に向けた基盤整備への適切な対応等のため、体制整備を推進して参ります。

4. 安心な「くるま社会」の基盤づくりの推進

自動車の登録制度は、全国的に流通する複雑な自動車取引の安全性の確保や自動車に関する各種行政の適正な執行を図るための「自動車情報インフラ」として、「くるま社会」を支える重要な役割を担っています。自動車登録情報の提供にあたっては、自動車の製造、販売、整備はもとより、リース・信販、保険等の幅広い分野でご利用いただいておりますが、引き続き、十分な個人情報保護対策を講じつつ、多様なユーザーニーズに対応して参ります。

また、自動車保有関係手続きのワンストップサービスについては、その利用が急速に拡大しており、稼働地域においては自動車保有関係手続きの大半が当該サービスを利用したのになっています。今後とも、より多くの自動車ユーザーが本サービスを活用いただけるよう、関係機関と連携・協力しながら、利用環境の改善を継続的に進めるとともに、稼働地域の拡大、対象手続きの拡大等に向けた取り組みを実施して参ります。

さらに、昨年7月に「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」の最終とりまとめにおいて、平成26年度中の実施を目指して「ご当地ナンバー」を拡充する等の方向性が示されました。今後、懇談会で示された方向性に沿って、公募手続きの具体化など、ご当地ナンバーの追加に向けた作業を進めていくこととしています。

なお、自動車検査・登録制度に関しては、政府全体での行政改革等の動きも踏まえ、引き続き、諸課題に適切に対応して参ります。

これらの諸施策の実行にあたっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可欠です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、皆様にとって明るい年となるよう祈念しましてご挨拶といたします。

明けまして おめでとうございます

今年もよろしくお願いいたします

2013年 巳

一般社団法人日本自動車車体工業会

特装部長
加藤 幹章

新明和工業株式会社 取締役専務執行役員
〒230-0003 神奈川県横浜市鶴見区第三三二四三
TEL 〇四五・五七五・一五一
FAX 〇四五・五七五・一二八六

一般社団法人日本自動車車体工業会

小型部長
渡辺 義章

日産車体株式会社 取締役社長
〒850-0801 神奈川県平塚市天沼一〇一
TEL 〇四六・三二二・一八〇〇
FAX 〇四六・三二二・一八四〇

一般社団法人日本自動車車体工業会

中部支部長
石谷 清和

株式会社東海特装車 取締役社長
〒460-0003 愛知県安城市高瀬町井荒井三八
TEL 〇五六・六九二・二二一一
FAX 〇五六・六九二・二二五五

一般社団法人日本自動車車体工業会

専務理事
事務局長
橋本 茂

〒105-0002 東京都港区芝大門一丁目一番三〇号
TEL 〇三・三五七八・一六八一
FAX 〇三・三五七八・一六八四

一般社団法人日本自動車車体工業会

副会長
古庄 忠信

株式会社イズミ車体製作所 代表取締役社長
〒802-0222 熊本県菊池郡大津町大字第三三九一四
TEL 〇九六・二七九・一七三三
FAX 〇九六・二七九・一六六六

一般社団法人日本自動車車体工業会

バス部長
團野 達郎

ジェイ・バス株式会社 代表取締役社長
〒830-0800 石川県小松市串町工業団地三〇
TEL 〇七六・一四四・八六六一
FAX 〇七六・一四四・八六五一

一般社団法人日本自動車車体工業会

新潟支部長
北村 守

合資会社中北車体工作所 代表社員
〒950-0800 新潟県新潟市東区板町七〇
TEL 〇二五・二七二・一三三三
FAX 〇二五・二七四・一九〇六

一般社団法人日本自動車車体工業会

九州支部長
矢野 彰一

株式会社矢野特殊自動車 取締役社長
〒810-0017 福岡県糟郡新宮町上府一五四〇一三
TEL 〇九二・九六三・一〇八二
FAX 〇九二・九六三・一〇八一

一般社団法人日本自動車車体工業会

副会長
筆谷 高明

極東開発工業株式会社 代表取締役社長
〒603-8505 兵庫県西宮市甲子園四六・一四四
TEL 〇七九・八六六・一〇〇二
FAX 〇七九・八六六・一八五六

一般社団法人日本自動車車体工業会

トヨタ部長
西川 柳一郎

日本トレス株式会社 代表取締役社長
〒410-0030 愛知県豊川市伊勢崎南五〇番地
TEL 〇五三・三三七・七四四八
FAX 〇五三・三三七・八三二八

一般社団法人日本自動車車体工業会

東北支部長
磯野 栄治

株式会社いそのボデー 代表取締役
〒980-2200 山形県山形市西越二五
TEL 〇二二・六二四・一七一
FAX 〇二二・六二二・〇六八一

一般社団法人日本自動車車体工業会

四国支部長
池浦 雅彦

株式会社タノ 執行役員
〒730-0001 東京都港区豊島二四・一二三 西園ビル
TEL 〇三・三六二・一七七九〇
FAX 〇三・三六二・一七七九三

一般社団法人日本自動車車体工業会

副会長
白根 武史

トヨタ自動車東日本株式会社 取締役社長
〒410-0100 静岡県裾野市御宿一五〇一
TEL 〇二二・七六五・一六〇〇
FAX 〇二二・七六五・一六六一

一般社団法人日本自動車車体工業会

バン部長
川本 豊

日本フルハーフ株式会社 顧問
〒140-0001 東京都中央区南一ツ丁九丁目五番五番
TEL 〇三・三四七・四一五二
FAX 〇三・三五七・一五〇一

一般社団法人日本自動車車体工業会

北海道支部長
坪川 弘幸

北海道車体株式会社 取締役副社長
〒100-0014 北海道札幌市大倉工業団地二七三
TEL 〇一一・三三七・二一一
FAX 〇一一・三三七・四一九六

一般社団法人日本自動車車体工業会

中国支部長
大上 力夫

株式会社大上自動車工業 代表取締役
〒730-0104 広島県山県郡北広島町新神八二
TEL 〇八二・六二二・五三三三
FAX 〇八二・六二二・五〇八〇

一般社団法人日本自動車車体工業会

会長
水嶋 敏夫

トヨタ車体株式会社 取締役会長
〒480-8600 愛知県刈谷市 里山町金山一〇〇
TEL 〇五六・六三六・一七五〇
FAX 〇五六・六三六・二二七八

一般社団法人日本自動車車体工業会

トヨタ部長
田村 元

株式会社浜名ワークス 代表取締役社長
〒410-0001 静岡県浜松市浜北區上高七〇〇一
TEL 〇五三・五八三・一三三四
FAX 〇五三・五八三・一一二二

一般社団法人日本自動車車体工業会

資材部長
杉本 眞

レンツ株式会社 代表取締役社長執行役員
〒300-0001 岐阜県本巣市上保二六〇〇一二
TEL 〇五八・三二四・一三二二
FAX 〇五八・三二四・二五九七

一般社団法人日本自動車車体工業会

近畿支部長
堀口 昇一

須河車体株式会社 相談役
〒690-0001 京都府鞍馬郡宇治原町郷之口馬場一
TEL 〇七七・四一八・八四六一
FAX 〇七七・四一八・八四六一